

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第123期（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

大同工業株式会社

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.did-daido.co.jp/>）に掲載することにより、ご提供しているものであります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数

連結子会社名

17社

株式会社大同ゼネラルサービス

株式会社D. I. D

新星工業株式会社

大同鏈条(常熟)有限公司

P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

D. I. D VIETNAM CO., LTD.

DAIDO SITTIPOL CO., LTD.

D. I. D ASIA CO., LTD.

INTERFACE SOLUTIONS CO., LTD.

INTERFACE SYSTECH CO., LTD.

DAIDO INDIA PVT. LTD.

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

RAD MANUFACTURING, INC.

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

DID EUROPE S. R. L.

他 1 社

②非連結子会社名

株式会社大同テクノ

ダイド建設株式会社

翔研工業株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としての影響の重要性がないため、非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用関連会社の数

会社名

1 社

株式会社月星製作所

②非連結子会社 3 社（株式会社大同テクノ、ダイド建設株式会社、翔研工業株式会社）及び関連会社 1 社（株式会社和泉商行）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社17社のうち、下記13社の決算日は12月31日であります。

大同鏈条(常熟)有限公司

P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING

D. I. D VIETNAM CO., LTD.

DAIDO SITTIPOL CO., LTD.

D. I. D ASIA CO., LTD.

INTERFACE SOLUTIONS CO., LTD.

INTERFACE SYSTECH CO., LTD.

DAIDO CORPORATION OF AMERICA

RAD MANUFACTURING, INC.

DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.

DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.

DID EUROPE S. R. L.

他 1 社

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について、連結上必要な調整を行っております。

連結子会社17社のうち、下記 4 社の決算日は連結決算日と一致しております。

株式会社大同ゼネラルサービス

株式会社D. I. D

新星工業株式会社

DAIDO INDIA PVT. LTD.

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) デリバティブ

時価法

3) たな卸資産

製 品

: 主として売価還元法による原価法

仕 掛 品

: 主として総平均法による原価法

原材料・貯蔵品

: 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については、定額法によっております。また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～60年
機械装置及び運搬具	2～9年

2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

のれん
ソフトウェア

: 5年間の定額法により償却しております。
: ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な繰延資産の処理方法 社債発行費

: 社債発行費は当該社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

④重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

: 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

: 当社、国内連結子会社及び一部の在外連結子会社において、従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 役員賞与引当金

: 役員の賞与の支払に備えるものであって、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

4) 製品保証引当金

: 当社において、製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しております。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、当社、国内連結子会社及び一部の在外連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び確定給付企業年金制度に係る年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

3) 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異は、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑥重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

⑦重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑧消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 追加情報

(法人税率の変更等による影響)

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）の金額が78百万円減少するとともに、繰延税金負債（固定）の金額が98百万円減少し、法人税等調整額が74百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」（企業会計審議会）を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・（分類1）から（分類5）に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・（分類2）及び（分類3）に係る分類の要件
- ・（分類2）に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・（分類3）に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・（分類4）に係る分類の要件を満たす企業が（分類2）又は（分類3）に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

売掛金	70百万円
建物及び構築物	399百万円
機械装置及び運搬具	33百万円
土地	486百万円
投資有価証券	5,919百万円
計	6,909百万円

②担保に係る債務

短期借入金	3,058百万円
長期借入金	3,326百万円
計	6,385百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 40,179百万円

(3) 受取手形裏書譲渡高 230百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 47,171,006株

(2) 当連結会計年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 103,976株

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成27年6月26日開催の第122期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 235百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月29日開催予定の第123期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 235百万円
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 平成28年3月31日
- ・効力発生日 平成28年6月30日
- ・配当金の原資 利益剰余金

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画・投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、その取引金額の範囲内で先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後11年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

1) 信用リスク（取引先の契約不履行等に関するリスク）の管理

当社は、営業管理規定及び経理規定に従い、営業債権について各担当部署にて取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても当社に準じた同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については信用度の高い金融機関を取引先とし、相手方の債務不履行による信用リスクの軽減に努めております。

2) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務の為替リスクに対して先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、先物為替予約は実需に裏付けられた範囲で取引を行っております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップを利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体企業の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、デリバティブ取引の実行・管理については総務部が行い、その運用状況は総務部長が取締役会に報告しております。連結子会社は四半期毎に当社の取締役会にデリバティブ取引を含んだ財務報告を行っております。なお、デリバティブ取引に関する管理規定は特に設けておりません。

３）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき総務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融資産の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	6,986	6,986	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,039	9,039	—
(3) 投資有価証券	9,314	9,314	—
資 産 計	25,340	25,340	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,252	5,252	—
(2) 短期借入金	5,967	5,967	—
(3) リース債務（流動負債）	216	216	—
(4) 未払法人税等	150	150	—
(5) 長期借入金	6,862	6,936	73
(6) 社債	4,500	4,653	153
(7) リース債務（固定負債）	367	362	△4
(8) 長期未払金	138	137	△0
負 債 計	23,455	23,677	222
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	18	18	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	18	18	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) リース債務（流動負債）、(4) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 長期借入金、(6) 社債、(7) リース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (8) 長期未払金
時価は、将来キャッシュ・フローを残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	18
非連結子会社及び関連会社株式	2,791

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 409円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 27円98銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品	: 売価還元法による原価法 (但し、コンベヤは個別法による原価法)
仕 掛 品	: 総平均法による原価法 (但し、コンベヤは個別法による原価法)
原材料・貯蔵品	: 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	: 定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降取得した建物(附属設備は除く)については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7～47年 機械及び装置 2～9年
----------------------	---

無形固定資産

ソフトウェア	: ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
--------	---

リース資産	: 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
-------	---

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社 債 発 行 費	: 社債発行費は当該社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。
-----------	--------------------------------------

(5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	: 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。
賞 与 引 当 金	: 従業員の賞与の支払に備えるものであって、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	: 役員の賞与の支払に備えるものであって、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- | | |
|-------------|--|
| 製品保証引当金 | : 製品保証費用の発生に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | : 従業員の退職給付に備えるものであつて、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。 |
| 関係会社投資損失引当金 | : 関係会社に対する投資に係る将来の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。 |
- (6) ヘッジ会計の方法
- | | |
|---------------|--|
| ①ヘッジ会計の方法 | 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。 |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段 … 為替予約
ヘッジ対象 … 外貨建金銭債権 |
| ③ヘッジ方針 | 為替予約については、外貨建取引に対するリスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引として、為替予約取引を行うものとしております。 |
| ④ヘッジの有効性評価の方法 | 為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。 |
- (7) 重要な収益及び費用の計上基準
- | | |
|--------------------|---|
| 完成工事高及び完成工事原価の計上基準 | 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
その他の工事
工事完成基準 |
|--------------------|---|
- (8) 退職給付に係る会計処理の方法
- 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (9) 消費税等の会計処理の方法
- 税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

(法人税率の変更等による影響)

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）の金額が71百万円減少するとともに、繰延税金負債（固定）の金額が96百万円減少し、法人税等調整額が67百万円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建	物	260百万円				
構	築	物	0百万円			
機	械	及	び	装	置	0百万円
土	地	449百万円				
投	資	有	価	証	券	5,919百万円
計						6,629百万円

②担保に係る債務

短	期	借	入	金	2,420百万円
長期借入金（返済1年以内）					372百万円
長	期	借	入	金	3,266百万円
計					6,059百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

26,440百万円

(3) 保証債務

下記関係会社の金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	867百万円
DAIDO INDIA PVT. LTD.	458百万円
DAIDO CORPORATION OF AMERICA	361百万円
DAIDO INDUSTRIAL E COMERCIAL LTDA.	91百万円
DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	30百万円

上記の保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

①短期金銭債権	3,639百万円
②短期金銭債務	784百万円
(5) 受取手形裏書譲渡高	196百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売	上	高	11,068百万円
仕	入	高	3,989百万円
営業取引以外の取引高			941百万円

(2) 関係会社支援損

連結子会社（DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.）において、デット・エクイティ・スワップによる資本増強を実施する際、当社の同社に対する貸付金について、同社の純資産に基づき算出した評価額との差額390百万円を関係会社支援損として計上したものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普	通	株	式	51,753株
---	---	---	---	---------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	112百万円
退職給付引当金	687百万円
減損損失	110百万円
その他	1,081百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	△1,008百万円
繰延税金資産小計	984百万円
評価性引当額	△827百万円
繰延税金資産合計	156百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△82百万円
其他有価証券評価差額金	△1,766百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	1,008百万円
繰延税金負債合計	△840百万円
繰延税金負債の純額	△683百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社及び関連会社等

種 類	会 社 の 名 称	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社D. I. D	所有 直接 100.00	当社の製品の販売 及び材料・工具類 を当社へ納入	チェーンの 販売等	5,306	受取手形及び 売掛金	1,531

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定しております。

種 類	会 社 の 名 称	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	P. T. DAIDO INDONESIA MANUFACTURING	所有 直接 75.00	設備・設備部品を 当社より販売及び リムを当社へ納入	債務の保証	867	—	—
子会社	DAIDO INDIA PVT. LTD.	所有 直接 98.57	設備・設備部品を 当社より販売	資金の貸付	320	関係会社 短期貸付金	104
				(△) 返済	(△58)	関係会社 長期貸付金	669
子会社	DAIDO CORPORATION OF AMERICA	所有 直接 100.00	設備・設備部品を 当社より販売	チェーン部 品及び設備 等の販売	2,261	受取手形及び 売掛金	1,142
				債務の保証	361	—	—
子会社	DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA.	所有 直接 100.00	設備・設備部品を 当社より販売	資金の貸付	978	関係会社 短期貸付金	530
				(△) 返済	(△718)	関係会社 長期貸付金	—
				増資の引受 貸付金の 現物出資 関係会社 支援損	560 444 390	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 債務保証は、子会社の金融機関からの借入に対し当社が保証を行っているものであります。なお、担保等の提供は受けておりません。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保等の提供は受けておりません。

3. DAIDO INDUSTRIA DE CORRENTES DA AMAZONIA LTDA. が行った株主割当増資について、資金の払込のほか、デット・エクイティ・スワップによる引受を行っております。

4. 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定しております。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	262円55銭
(2) 1株当たり当期純利益	0円32銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。